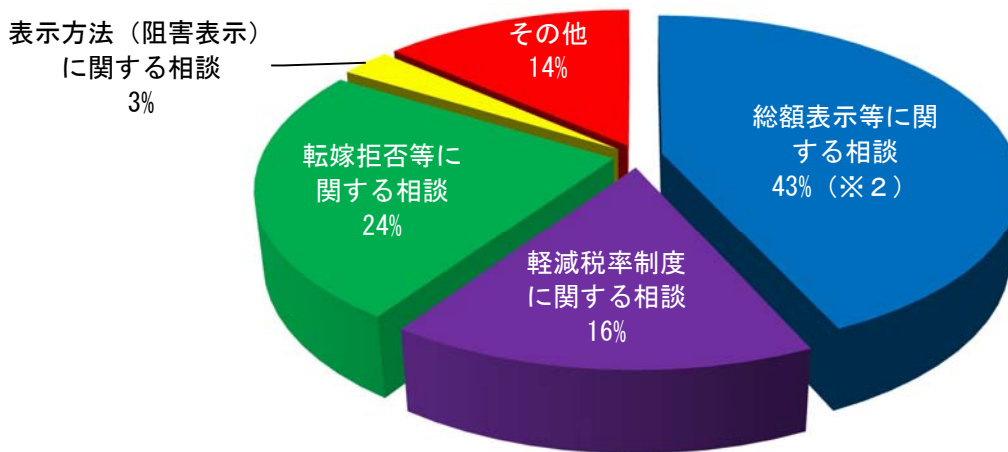


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 29 年 6 月(6/1～6/30)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

6月の相談件数：電話 68 件、メール 6 件
【相談内容（全 74 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 事業者です。商品を店頭で小売販売する際、税込価格で表示しています。今後インターネット販売を考えていますが、インターネット販売では税抜価格、店頭では税込価格と表示方式が違っていても問題ないでしょうか。

A. 課税事業者が消費者に対してサービスの提供や商品の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、これらサービスの提供等の時点で適用される税率に基づく税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。ただし、平成25年10月1日から平成33年3月31日までの間については、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば、代わりに税抜価格を表示することも認められております（総額表示義務の特例）。

税抜商品について誤認防止措置を施していれば、店頭の価格とインターネット販売での価格とで表示方式が異なることは禁止していません。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 8 件

※2 うち総額表示に関する相談が 28%、消費税一般に関する相談が 72%

Q. 事業者です。現在8%の税込価格で表示していますが、消費税率引上げ後に提供する商品(経過措置の適用は受けません)の予約受付を、10%への消費税率引上げ前に行う場合、どのように価格表示すればよいでしょうか。

A. 課税事業者が消費者に対してサービスの提供や商品の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、これらサービスの提供等の時点で適用される税率に基づく税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられています。ただし、平成25年10月1日から平成33年3月31日までの間については、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じていれば、代わりに税抜価格又は税率引上げ前の税込価格を表示することも認められております(総額表示義務の特例)。

誤認防止措置としては様々な方法が考えられますが、表示されている価格が8%の税込価格なのか、10%の税込価格なのかを消費者がサービスを選択する際に明瞭に認識できるように表示することが必要となります。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 個人事業者です。出版社から業務を請け負った編集プロダクションから孫請けの形で仕事を継続的に請け負っていますが、消費税率が8%に引き上げられて以降も、請負金額は増額されませんでした。聞くところによると、このような取引先の行為は、消費税転嫁対策特別措置法に違反するということなので、引上げ分の請負金額への上乗せをお願いしようと考えています。仮に、取引先の編集プロダクションが、出版社から引上げ分を上乗せしてもらっていなかったとしても、取引先の編集プロダクションに対して引上げ分の上乗せをお願いすることは可能でしょうか。

A. 取引先である編集プロダクションが消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者該当し、貴社が同法上の特定供給事業者該当する場合、特定事業者が特定供給事業者との取引において、消費税率引上げ前の取引価格(税込価格)に消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として問題となります。

編集プロダクションが出版社から消費税率引上げ分を上乗せしてもらっていないことは、合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 事業者です。軽減税率制度実施に伴い作成する区分記載請求書において、軽減税率対象品目かどうかを示す印の代わりに、各商品ごとに消費税率を記載する方法でも問題ありませんか。

A. 区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等の記載事項は、次の事項とされています。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける者の氏名又は名称

ここで、記載事項の③の「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよいことから、商品ごとに適用税率を記載する方法であっても問題ありません。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ
&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610